

ひがしおおさか し せい よ ろんちよう さ ちよう さ ひよう
東 大阪市 政 世 論 調 査 調 査 票

れい わ ねん がつ
令和 2 年 7 月

かいとうしゃ じしん
1. 回答者ご自身のことについておたずねします。

とい 問1 あなたの性別に○印をつけてください。(○は1つだけ可)

1. 男性 2. 女性

とい 問2 あなたの年齢は、おいくつですか。(○は1つだけ可)

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

とい 問3 あなたの職業は、次のどれにあたりますか。(○は1つだけ可)

1. 自営業主またはその家族従事者 (商工・サービス業・建設業・農業など)
2. 自由業者 (医師・弁護士・芸術家など)
3. 民間の会社・団体の勤め人 (庶務・経理・事務などに従事)
4. 民間の会社・団体の勤め人 (作業・運転などに従事)
5. 公務員・教員
6. その他の有業者 (パート・アルバイトなど)
7. 学生
8. 家事従事者
9. 無職 (学生・家事従事者以外の無職)

とい 問4 あなたの家族の構成は、次のどれにあたりますか。(○は1つだけ可)

1. 単身世帯 (一人暮らし) 2. 夫婦のみ
3. 二世帯家族 (親と子どもなど) 4. 三世帯家族 (祖父母と親と子どもなど)
5. その他 ()

とい 問5 あなたのお住まいの状況は、次のどれにあたりますか。(○は1つだけ可)

1. 一戸建てで持ち家 2. 一戸建てで借家 3. 共同住宅で持ち家 (マンションなど)
4. 共同住宅で借家 (アパートなど) 5. その他 ()

とい 問6 あなたは、東大阪市内に通算して何年ぐらいお住まいですか。(○は1つだけ可)

1. 1年未満 2. 1年～5年未満 3. 5年～10年未満
4. 10年～20年未満 5. 20年～30年未満 6. 30年以上

II. 東大阪市における観光まちづくりの取組についておたずねします。

東大阪市では、平成28年度に「東大阪市観光振興計画」を制定するとともに、観光の専門組織である「一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構」を設立し、地域資源を生かした観光振興に取り組んでいます。

問7 直近5年間で、国内外の観光客や宿泊客が増えたという実感はありますか。(○は1つだけ可)

※コロナウイルスの感染拡大により観光客が大きく減少した時期(おおむね令和2年2月以降)を除く。

1. 増えた
2. やや増えた
3. 増えていない
4. 増えたかどうかわからない

問8 東大阪市に来てほしい観光客は、どのような人たちですか。(○はいくつでも可)

1. 近隣都市住民
2. 国内個人旅行者
3. 国内団体旅行者
4. 修学旅行者
5. 遠足・社会見学
6. 外国人観光客
7. その他 ()
8. 来てほしくない

問9 あなたは、2018年から実施している「ひがしおおさか体感まち博」を知っていますか。(○は1つだけ可)

1. 知っており参加したことがある
2. 知っているが参加したことがない
3. 知らない

※「ひがしおおさか体感まち博」とは、ものづくり・グルメ・スポーツ・文化といった東大阪ならではの体験型観光プログラムを、地域の事業者や市民自らが「案内人(体験プログラムの提供者・講師・まち歩きツアーのガイド)」となり実施するイベントです(企画運営:一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構)。このイベントは、平成30年から実施しており、令和元年は、ラグビーワールドカップ開催期間に合わせて9月13日～11月4日に開催されました。

問10 あなたは、「ひがしおおさか体感まち博」において、自らの経験や知識を生かし、「案内人」として体験プログラムやまち歩きガイドツアーを開催することに興味がありますか。(○は1つだけ可)

1. ぜひ案内人になりたい
2. 条件が合えば案内人になりたい
3. 少し興味がある
4. どちらともいえない
5. 案内人になりたいとは思わない

問11 あなたは、外国人観光客との交流やおもてなしをしたいと思いませんか。(○は1つだけ可)

1. イベントなどで外国人と積極的に交流したい
2. 外国人向けの観光案内や観光ガイドをしたい
3. 外国人観光客との軽いコミュニケーションには興味がある
4. 外国人観光客との交流やコミュニケーションには興味がない

Ⅲ. タクシーの利用についておたずねします。

タクシーは、複数の人数で利用すれば、一人当たりの料金が他の公共交通機関と同等となることもあり、直接目的地までの移動が可能なることから、東大阪市ではタクシー利用の促進を検討しています。

問12 日常の移動において、タクシーの利用について教えてください。(○は1つだけ可)

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. よく利用する 2. たまに利用する 3. 利用しない → | } | <p>■ 利用しない理由(○はいくつでも可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 日常生活で、利用する必要がないから 2. 料金が安いから 3. 見つけにくいから 4. 呼ぶのが面倒だから |
|---|---|--|

問13 東大阪市での以下の生活行動において、一人の負担がいくらまでならタクシーを利用しようと思えますか。(○はそれぞれ1つだけ可)

A. 通勤(通学)

1. 利用しない 2. 100円まで 3. 250円まで 4. 500円まで 5. 値段は気にしない

B. 買い物

1. 利用しない 2. 100円まで 3. 250円まで 4. 500円まで 5. 値段は気にしない

C. 通院

1. 利用しない 2. 100円まで 3. 250円まで 4. 500円まで 5. 値段は気にしない

D. 趣味・娯楽

1. 利用しない 2. 100円まで 3. 250円まで 4. 500円まで 5. 値段は気にしない

問14 上記の利用料金に抑えるため、相乗りするとしたら、どなたとなら同乗できますか。(○はいくつでも可)

1. 相乗りしたくない 2. 家族・親族 3. 友人 4. ご近所の顔見知り 5. 誰とでも

問15 どのようなことが実現されると、自宅にタクシーを呼びますか。(○は3つまで可)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 迎車の連絡先をひとつにする 3. 連絡したらすぐ来てくれる 5. 回数割引(回数券) 7. 利用しない | <ul style="list-style-type: none"> 2. スマートフォンから迎車の手配ができる 4. 昼間の利用料金割引 6. その他() |
|---|--|

問16 近所に相乗りが可能なタクシー乗り場が設置された場合、利用しますか。(○は1つだけ可)

1. ぜひ利用したい
2. 利用したい
3. どちらともいえない
4. あまり利用したくない
5. 利用したくない

問17 タクシー利用にあたり、求めるものは何ですか。(○は3つまで可)

1. 料金負担を減らすために他人と相乗りやすくしてほしい
2. 自宅近くに乗り場を作ってほしい
3. 事前に運賃が確定できるようにしてほしい
4. 迎車料金がかからないようにしてほしい
5. 安く利用できる時間帯を作ってほしい
6. 感染症対策をしっかりとってほしい
7. 高齢者・障がい者・ベビーカー利用者・妊娠中の方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーを普及してほしい
8. 妊婦が安心して利用できる陣痛タクシーを普及してほしい(24時間対応、防水シートの用意など)
9. 営業運転中に通学路などでこどもの安全を見守る見守りタクシーを普及してほしい
10. 買い物やお薬の受取を代行して宅配してくれる買い物タクシーを普及してほしい
11. 特にあてはまるものはない

IV. 東大阪市の広報活動についておたずねします。

東大阪市では、市政だより・広報番組「虹色ねっとわーく」・市ウェブサイト・電光表示板・市Facebook・市Twitterなどで広報活動を行っています。

問18 あなたは、市政に関する情報を何から入手していますか。(○はいくつでも可)

1. 市政だより
2. ぐらしのガイド
3. 広報番組「虹色ねっとわーく」
4. 市ウェブサイト
5. 市Facebook
6. 市Twitter
7. 布施駅前再開発ビルの電光表示板
8. 本庁舎内の電光表示板
9. 新聞・テレビ・雑誌など
10. 市ウェブサイト以外のインターネットの情報
11. 自治会の回覧板
12. 町内の掲示板
13. 電話による問合せ
14. 家族・知人・友人
15. その他 ()

問19 東大阪市では、「東大阪市政だより」を毎月2回(1日号、15日号)発行しています。

あなたは、「東大阪市政だより」を読んでいますか。(○は1つだけ可)

1. 毎号読む
2. ときどき読む
3. 読まない
4. 届かないので読まない

とい 問20 ひがしおおさか し じえいこむひがしおおさか こうほう
東大阪市では、J:COM 東大阪(ケーブルテレビ)のコミュニティチャンネル(11チャンネル)で、広報
ばんぐみ にじいる ほつそう
番組「虹色ねっとわーく」を放送しています。
あなたは、^{にじいる}「虹色ねっとわーく」をどの程度^{ていど}ご覧^{らん}になっていますか。(○は1つだけ可^か)

1. ほとんど毎日^{まいにち} 2. 週に数回^{しゅう すうかい} 3. 月に数回^{つき すうかい}
4. 見ていない^み 5. ケーブルテレビを視聴^{しちよう}することができない

とい 問21 あなたは、市ウェブサイト^しにアクセスしたことがありますか。(○は1つだけ可^か)

1. アクセスしたことがある 2. アクセスしたことがない → 問23 へお進みください^{すす}

とい 問22 市ウェブサイトへのアクセスにより、欲しい情報^ほは見つかりましたか。(○は1つだけ可^か)

1. サイト内検索^{ないけんさく}を利用して見つけることができた^{りよう}
2. 関連するページから見つけることができた^{かんれん}
3. Yahoo! などの検索サイトから直接、市ウェブサイト内の情報^{や ふ - けんさく}を見つめることができた^{ちよくせつ}
4. 見つけることができなかった^み

V. 食育^{しょくいく}についておたずねします。

ひがしおおさか し だい じ ひがしおおさか し しょくいくすいしんけいかく さくてい けんこうじゆみょう えんしん む もくひようこうもく せつ
東大阪市では「第3次 東大阪市 食育推進計画」を策定し、健康寿命^{けんこうじゆみょう}の延伸^{えんしん}に向けて目標項目^{もくひようこうもく}を設定^{せつ}
定^{てい}しています。自ら食育^{みすか}を実践^{しょくいく}し、より良い食習慣^{じっせん}を育^よむ市民^{しょくしゅうかん}を増^{はく}やすことをめざしています。^{しみん}

とい 問23 あなたは、「食育^{しょくいく}」に関心^{かんしん}がありますか。(○は1つだけ可^か)

1. 関心^{かんしん}がある 2. どちらかといえば関心^{かんしん}がある 3. どちらかといえば関心^{かんしん}がない
4. 関心^{かんしん}がない 5. わからない

とい 問24 あなたは、外食^{がいしょく}や食品^{しょくひん}の購入^{こうにゅう}をするとき、栄養成分表示^{えいようせいぶんひょうじ}(エネルギー・たんぱく質^{しつ}・脂質^{ししつ}・炭水化物^{たんすい}・
食塩相当量^{しょくえんそうとうりょう}など)を参考^{さんこう}にしますか。(○は1つだけ可^か)

1. いつも参考^{さんこう}にする 2. ときどき参考^{さんこう}にする
3. ほとんど参考^{さんこう}にしない 4. 栄養成分表示^{えいようせいぶんひょうじ}について知らない^し

とい 問25 あなたは、食品^{しょくひん}の安全性^{あんぜんせい}に関して健康^{けんこう}に悪影響^{あくえいきょう}を与^{あた}えないための食品^{しょくひん}選び^{えら}の知識^{ちしき}があると思^{おも}
いますか。(○は1つだけ可^か)

1. かなりあると思^{おも}う 2. ある程度^{ていど}あると思^{おも}う 3. あまりないとと思^{おも}う 4. まったくないとと思^{おも}う

とい 問26 あなたは、田植^{たう}えや稲刈^{いなか}り、野菜^{やさい}の栽培^{さいばい}や収穫^{しゅうかく}などを体験^{たいけん}したことがありますか。(○は1つだけ可^か)

1. ある 2. ない

問27 あなたは、食べ残しをしないように気をつけていますか。(○は1つだけ可)

1. 気をつけている
2. 気をつけていない
3. 意識したことがない

VI. 多文化共生についておたずねします。

東大阪市では、一人ひとりが国籍や文化のちがいを認め合い、互いの人権を尊重しながら生活できる多文化共生社会の実現をめざしています。

問28 あなたは、『多文化共生』という言葉を知っていますか。(○は1つだけ可)

1. 言葉の意味も含め知っている
2. 言葉の意味は知らないが言葉だけは知っている
3. 知らない

問29 あなたは、外国人住民とどのような付き合いがありますか。(○はいくつでも可)

1. 親しく付き合っている人がいる
2. 学校や職場での付き合いがある
3. あいさつをする程度の人がある
4. 家族・親戚の中にいる
5. その他()
6. 付き合いはない

問30 あなたは、今後どのように外国人住民と交流したいと思いますか。(○はいくつでも可)

1. 日常的なあいさつ
2. 自治会など地域の活動
3. 学校や職場での付き合い
4. 子どもの学校を通じた保護者同士の付き合い
5. 国際交流のイベント
6. 外国人住民への支援活動(日本語教室など)
7. 趣味のグループやサークルの活動
8. 家族・友人としての親しい付き合い
9. 外国の言葉や文化に触れる活動
10. その他()
11. 交流したいとは思わない

問31 外国人住民と日本人住民が共に暮らしやすい地域にするために、地域の人ができることは何だと思えますか。(○はいくつでも可)

1. 差別・偏見をなくす
2. あいさつなど声をかけあう
3. 日本語・日本文化を教える
4. 生活習慣・文化・ルールなどを教える
5. 地域の交流や活動への参加を呼びかける
6. 日本人が外国の言葉や文化を学ぶ
7. 話合いの場を作る
8. 困っている外国人を見かけたら助ける
9. その他()
10. 特に必要ない

問32 外国人住民と日本人住民が共に暮らしやすいまちにするために、行政はどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。(〇はいくつでも可)

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1. 行政からの生活情報などを多言語化する | 2. 災害・緊急時情報を多言語化する |
| 3. 外国人市民相談窓口を充実する | 4. 病院・福祉サービスを利用しやすくする |
| 5. 外国人に対する日本語学習の支援をする | 6. 学校での国際理解教育を充実する |
| 7. 外国の言葉や文化の学習機会を増やす | 8. 交流の場を増やす |
| 9. 外国人の就職支援や職場環境を改善する | 10. 多文化共生の拠点となる施設を設置する |
| 11. 外国人の子どもや留学生への支援を充実する | |
| 12. 外国人への偏見・差別をなくすために、啓発活動を充実する | |
| 13. その他 () | 14. 特に必要ない |

VII. 空き家についておたずねします。

人口減少や高齢化の進展に伴い、全国的に空き家が増えています。また、適切な管理がなされずに放置される空き家は地域の生活環境に悪影響を及ぼすため、東大阪市では空き家問題の解決に取り組んでいます。「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の施行に伴い、東大阪市においても、平成29年度より「空家対策課」が設立されました。

問33 あなたは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」について知っていますか。(〇は1つだけ可)

- | | | |
|----------------|---------------------|-----------|
| 1. 内容までよく知っている | 2. 名前は知っているが、よく知らない | 3. 全く知らない |
|----------------|---------------------|-----------|

問34 あなたは、ご自身の生活の中で「空き家」とどのような関わりをお持ちですか。(〇は1つだけ可)

- | |
|--|
| 1. 自身又は配偶者や親が、東大阪市に「空き家」を所有・管理している |
| 2. 近い将来、東大阪市で自身又は配偶者や親が「空き家」の所有・管理者になる可能性がある |
| 3. 東大阪市で「空き家」の所有・管理とは関係ないが、近隣に「空き家」がある→問36へお進みください |
| 4. 東大阪市で「空き家」の所有・管理とは関係なく、近隣に「空き家」もない→問36へお進みください |

問35 空家対策課では、民間団体と連携し相談会を開催しています。あなたが、今後、相談してみたいと思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで可)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 売買や賃貸などについて(宅地建物取引士) | 2. 相続や登記などについて(司法書士) |
| 3. トラブルや法律について(弁護士) | 4. 税金について(税理士) |
| 5. 遺言について(行政書士) | 6. 工事について(建築会社・工務店) |
| 7. 物件管理代行サービスについて(管理会社) | 8. 融資や不動産活用について(金融機関) |
| 9. 草木の剪定・伐採について(造園業者) | 10. 解体の補助金について(市職員) |
| 11. その他 () | 12. 特にない |

ぜんいん かた
※「全員」の方におたずねします。

とひ ほうち ふうてきせつ あ や たい さいしゅうてき かいたい ぎょうせいだいしつこう か のう
問36 放置することが不適切な空き家に対して、最終的には解体などの行政代執行が可能となります。

あなたは、個人の所有物に税金が投入されることについてどう感じますか。(○は1つだけ可)

※行政代執行にかかった費用は、空き家の所有者へ請求されますが、実際はほとんどの案件において費用回収ができていない状況です。

1. 所有者本人の責任で対応すべきである
2. 税金を使ってでも行政代執行を行うべきである
3. 行政が解体費用などの一部を補助し、所有者本人が対応すべきである
4. その他 ()

とひ へいせい ねんど あ や かいたい ほじょきんせいど じっし ひがしおおさかし もと し えんせい
問37 平成30年度より空き家の解体補助金制度を実施しています。あなたが、東大阪市に求める支援制度はなんですか。(○はいくつでも可)

1. 解体補助金の予算を増やす
2. 空き家を利活用するための改修補助金
3. 財産管理人制度の申立て※費用の補助金
4. 第三者が空き家を取得・購入するための補助金
5. 空き家に関する民事紛争に係る弁護士費用などの補助金
6. 補助金を出すべきではない
7. その他 ()
8. わからない

※ ざいさんかんりにんせいど もうした しょうしゅしゃ そうぞくにん ふ そんざい ばあい いさん せいさん おこな ざいさんかんりにん せんてい かていさいばんしよ おこな もうした てつづ もうした じ はんめい いさん
財産管理人制度の申立てとは、所有者や相続人が不存在の場合に、遺産の清算を行う財産管理人の選定のために家庭裁判所へ行う申立て手続きのことです。申立て時に判明している遺産が少く、少ない場合に、予納金として、あらかじめ100万円程度を納めることが必要とされています。

アンケートは以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要)を使って、
8月11日(火)までに郵便ポストに投函してください。